

申告・納付の期限

令和2年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納税の期限は、**令和3年3月31日(水)**です。
 なお、所得税及び復興特別所得税の申告と納付の期限は**令和3年3月15日(月)**ですので、お間違えのないようご注意ください。

申告書の提出

消費税及び地方消費税の確定申告書の提出方法は、3通りあります。
 なお、提出が必要な書類については、8ページを参照してください。

1. e-Tax で申告する
2. 郵便又は信書便により、住所地等の所轄の税務署に送付する
 確定申告書の提出は、郵便又は信書便による送付でも受け付けています。
 ※ 郵便又は信書便により申告書を提出する場合、通信日付印を提出日とみなします。

3. 住所地等の所轄の税務署の受付に提出する
 ※ 受付時間外は時間外収受箱に投函してください。
 ※ 税務署にお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

納付方法

消費税及び地方消費税の納付方法は、5通りあります。

※ 申告書の提出後に、納付書等の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

1. 振替納税を利用する
 振替納税は、指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。
 振替納税を利用している場合は、確実に振替納付できるよう、預貯金残額をご確認ください。
 令和2年分の消費税及び地方消費税の振替日は、**令和3年4月23日(金)**です。
 なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。
 ※ 転居等により所轄の税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続が必要です。なお、転居等により所轄税務署が変わった方で、異動前の所轄税務署に異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「納税地の異動又は変更に関する届出書」を提出した場合は、新たに振替納税(変更)の手続は不要です。
 ※ 消費税及び地方消費税の振替納税は、所得税及び復興特別所得税について振替納税の手続をしている方であっても、別途振替納税の手続が必要です。

振替納税をお勧めします

令和2年分消費税及び地方消費税の振替納税の申込期限は、**令和3年3月31日(水)**です。

令和3年1月から「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付書」がe-Taxにより提出できるようになりました。

金融機関届出印や電子証明書は不要です。

詳しくは国税庁ホームページ

(<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

なお、書面でご提出の場合は、52ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付書」に必要事項をご記入の上、所轄の税務署又は金融機関に提出してください。

また、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんので、ご注意ください。



2. e-Taxで納付する

自宅等からインターネットを利用して納付できます。
 詳しくは、e-Taxホームページ
 (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



3. クレジットカードで納付する

インターネットを利用して専用のWeb画面から納付できます。詳しくは、国税庁ホームページ
 (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。



4. QRコードによりコンビニエンスストアで納付する

自宅等で、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーやコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます。

※ 納付できる金額は30万円以下となります。
 ※ 納付できるコンビニエンスストアなど、詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



5. 現金で納付する

現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関(日本銀行歳入代理店)又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください。納付書をお持ちでない場合は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。

※ 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

消費税及び地方消費税を期限内に納付するために、計画的な納税資金の積立て等、事前のご準備をお願いします。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

納付が遅れた場合

納付が期限に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。このような場合は、最寄りの金融機関又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で、本税と併せて延滞税を納付する必要があります。

※ 令和3年3月31日までに申告し、遅れて納付した場合の延滞税の割合は次のとおりです。

令和3年4月1日から令和3年5月31日まで 年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(注)+1%」のいずれか低い割合

令和3年6月1日以降 年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(注)+7.3%」のいずれか低い割合

(注) 延滞税特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

なお、滞納となったままにしておくと、財産差押え等の滞納処分を受ける場合があります。ご注意ください。

※ 修正申告及び期限後の申告による納付の場合には、延滞税の割合が異なる場合があります。所轄の税務署にお尋ねください。

※ 税務署では、納税者から国税の納付が困難である旨の申し出があった場合には、その実情に十分配慮した上で、納付の相談に応じています。このような場合には所轄の税務署にご相談ください。

確定申告をした税額等に誤りがあった場合

次の方法で申告内容を訂正してください。

	訂正方法
申告をした税額等が実際より少なかったとき	「修正申告書」を提出して正しい額に訂正する(※1)。
申告をした税額等が実際より多かったとき	「更正の請求書」を提出して正しい額への訂正を求める(※2)。

※ 1 誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正します。

※ 2 更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

● 申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が課税標準や税額を決定します。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに**加算税**が賦課される場合があるほか、**延滞税**を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。